

住民基本台帳カードの交付終了のお知らせ

住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の交付と、住基カードへの電子証明書（公的個人認証サービス）の発行は、マイナンバー制度導入に伴い平成27年12月で終了となります。平成28年1月からは、住基カードに代わり個人番号カードの交付が開始されます。

今後の予定

- 12月 9日(水)～10日(木) 機器メンテナンスのため住基カード及び電子証明書発行一時停止
- 12月14日(月) 郵送による住基カード（顔写真なし）申請締切
- 12月22日(火) 照会書による住基カードの申請締切※
- 12月28日(月) 電子証明書の発行終了
- 住基カードの交付終了※

◆お手持ちの住基カード及び電子証明書は、有効期限または失効期日が来るまでお使いいただけます。

◆平成27年12月23日から個人番号カードを取得するまでの間は、電子証明書の新規発行・更新はできませんのでご注意ください。

※住基カードでは、基本的に照会書による申請となります。申請日に即日交付ができる条件は限定されております。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ先 市民課 ☎（40）5557

○育児ママ・パパリフレッシュ利用券が利用できる施設

施設名	所在地	電話番号
あおば保育園	薬師寺1584-6	48-5530
むつみ愛泉こども園	柴769-25	32-6733
第二愛泉幼稚園	柴1403-12	40-1155
わかば保育園	下古山3025-1	39-6305

市では、3歳未満の在宅乳幼児を養育する保護者の方が、美容室等でのリフレッシュや冠婚葬祭、通院等のためにお子様を一時的に預けたいときに保育園を利用できる「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」を無料で発行しています。

■対象者
 保育園等（認可外保育施設や児童福祉施設を含む）に入所していない、生後3か月～3歳未満の乳幼児を養育している同居の保護者

育児ママ・パパリフレッシュ利用券のご案内
 ～在宅での育児を支援します！～

○出生年月日別の利用券発行枚数

出生年月日		利用券発行枚数
平成27年4月1日以降に出生した乳児		36時間分（3歳未満有効）
平成27年3月31日以前に出生した乳幼児	申請日時点で1歳以上の幼児	出生年月に応じて9～24時間分（3歳未満有効）
	申請日時点で1歳未満の乳児	24時間分（3歳未満有効）+12時間分（1歳未満有効）の合計36時間分

※利用券発行の申請をしていない方は、申請により3歳未満までの利用券を受け取ることができます。

■対象年齢が拡大しました
 平成27年度より対象年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられました。

- 申請場所
 印鑑を持参のうえ、こども福祉課窓口（石橋庁舎1階）までお越しください。
- ※市民課窓口では発行できません。
- 利用にあたっての注意事項
 ・初めて利用する場合、前回の利用から期間が開いた場合、別の保育園を利用する場合には、希望する保育園で事前に面接が必要となります。
- ・利用は1回につき最大4時間となります。
- ・当日、お子様に下痢や発疹等があり、体調がすぐれない場合には、この事業は利用できません。
- ・利用券の再発行はできません。
- ・利用施設により、おやつやミルク等の料金が別途かかる場合があります。詳細は、各保育園へ問い合わせてください。
- ・利用券の発行後に保育園等に入所された場合、入所日以降については利用できません。
- 問い合わせ先
 こども福祉課 ☎（52）1114